

議案第 号	和光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	保険年金課
<p>【目的】</p> <p>和光市国民健康保険ヘルスプランに基づき保険税率を改正する。</p> <p>【内容】</p> <p>基礎課税額の平等割額を削り、均等割額を「21,000円」から「24,000円」に改め、後期高齢者支援金等課税額の均等割額を「9,000円」から「12,000円」に改め、介護納付金課税額の均等割額を「9,000円」から「12,000円」に改める。</p> <p>【施行期日】</p> <p>令和7年4月1日</p>	